

介護労働者の処遇改善につながる訪問介護の 基本報酬適正化を求める意見書

高齢者の在宅介護が危機となっている。

コロナ禍に続く物価高騰で介護事業所の運営が厳しい状況にある中で、介護職員の処遇改善は進んでおらず、人出不足に拍車がかかっている。その中で、2024年度の介護報酬改定によって、訪問介護の基本報酬が引き下げられた。社会福祉法人全国社会福祉協議会など介護関係団体から厳しい抗議の声が上がっている。

一般社団法人全国コープ福祉事業連帯機構の訪問介護事業所への基本報酬引下げの影響に関する調査によれば、14法人（11都府県）127の訪問介護事業所の2024年4月から5月の累計実績は、事業収入では前年同月比マイナス1.3%と悪化し、事業収益では赤字に転落する法人もあり、14法人で合計4,075万円の減益となった。

また、低すぎる介護報酬のため職員の処遇改善を図ることが困難な実態があり、ヘルパーの人材不足が深刻になるなど、報酬引下げの影響が明らかになった。特にホームヘルパーの人材確保が喫緊の課題となっており、2022年度の有効求人倍率は1.5倍以上と深刻な人材不足状態である。また、株式会社東京商工リサーチの調査によると2024年の「訪問介護事業者」の倒産が10月までに72件判明し、2023年の年間67件を上回り過去最高を記録している。そのほとんどが中小・零細事業所の倒産である。このままでは自宅介護を受けられない高齢者の「在宅放置」を招きかねない。

身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅で生活を支える上で欠かせないものである。介護利用者からは「訪問介護事業所がなくなれば、住み慣れた家で暮らし続けられない」と不安と憤りの声が広がっている。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、介護労働者の処遇改善につながる訪問介護の基本報酬適正化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

池田市議会